

(件名) 伊佐市への新設特別支援学校設置についての陳情書

(陳情の要旨)

「子育てにやさしいまち」をめざしている伊佐市は、福祉・教育・医療・保健の連携の充実から、私たち市民は安心して子育てできるまちと実感しております。乳幼児健診・親子教室・子ども発達支援センター・トータルサポートセンター・保育所・幼稚園・教育委員会、小児科医の連携は、県内だけでなく全国でも先進地と紹介されており、さらに発展、充実していくことを願っております。

生活圏域で乳児期から早期の支援を受けることで、子どもは成長めざましく、また保護者も安心して子育て生活を営んでいます。この人生の基礎を強固なものにするために、学齢期のさらなる充実を願います。学齢期では、子どもは内面も外見も、青年期に向けて大きな変化を遂げ、保護者の悩みも変化し、地域での繋がる力が必要となるときです。伊佐市では、乳児期から、開設20周年を迎えた「伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽ」で、地域と繋がった療育が行われております。その継続には、地域密着型の特別支援学校の果たす役割が重要です。現在の伊佐市の障害児教育の核としての出水養護学校は、伊佐市から遠方にあり、網羅する学区も広範囲で、学齢期の教育機関としてはすべての子どもたちを支援できているとはいえない状況です。

地域に根差した特別支援学校の設置は、地域で繋がっている伊佐市のネットワークの拡大や充実に繋がります。このことは、障害のあるなしに関わらず、伊佐市の全ての子どもが笑顔で生活できることに繋がります。以上のことにより、地域に根差した特別支援学校の設置を希望し、地域での学習会にも取り組んでいます。

障害者差別解消法により、合理的配慮が義務化されました。子どものニーズに応じた教育環境の整備は、当たり前のこととして考えられるべきではないかと思います。そのためには、適正規模・適正通学時間・高等部卒業後の進路を考慮した特別支援学校が必要です。

以上の趣旨に基づき、下記事項を重視した特別支援学校を伊佐市に設置していただきますよう強く要望します

記

- 1 地域の学齢期支援のネットワークの核となる特別支援学校の設置をお願いします。
- 2 適正な規模で、障害の種別に関わらず通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 3 子どもや親の送迎の負担の少ない自宅から30分以内で通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 4 地域居住地校交流だけではなく学校同士の交流も充実して、子どもたち同士の理解や地域の理解も深まるような交流及び共同学習を実施できるよう、特別支援学校の設置をお願いします。
- 5 放課後活動の充実した学校生活を送ることができる特別支援学校の設置をお願いします。
- 6 地域の理解を深め、働く場や生活する場の充実を目指した特別支援学校の設置をお願いします。
- 7 高等部卒業後、ゆっくりじっくり学べる場を保障するために専攻科のある特別支援学校の設置をお願いします。

(件名) 希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するための陳情書（4項）

(陳情の要旨)

例年7月に行われている中学3年生の進路希望調査では、高校などへの進学を希望する子どもは、2000年度から続けて約98%と高い割合となっています。高校を卒業することは、さまざまな資格取得や就職の求人等に見られるように社会的な要請にもなっており、また、子どもや保護者にとっても「せめて高校までは」という切実な願いもあります。

しかし、本県では依然として定員内不合格者（2019年度：1次選抜115人、2次選抜18人）が出ており、希望するすべての子どもが高校で学ぶことを保障されている実態にはありません。

1948年にスタートした高校制度について、当時の文部省学校教育局は「中学校卒業者で希望するだれでも入学できる。義務教育ではないが、いわばこれに準ずる性格の学校である。選抜しなければならない場合であっても、望ましいことではなく、学びたい者に適切な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきである」と言っています。高校入試は、施設・設備が希望者の数に追いつかないためにはじまつたもので、施設が整えば、学びたい人が全員高校で学べるはずでした。

また深刻化する経済不況の影響から、高校教育に係る保護者負担ができる限り公費化し、すべての子どもたちに分け隔てのない行き届いた教育が保障されなければなりません。

以上のこと踏まえ、希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するために、下記の事項を県の教育行政に反映させるよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 県下各地の公立高校の今後のあり方については、県教委として県内各地で地域の活性化も含めた地元住民による議論がなされるよう組織をつくり、その議論を尊重してとりくむこと。
- 2 中学校の卒業予定者減に伴う機械的な募集定員の削減は行わないこと。また、「一学級35人以下」の少人数学級を導入し少子化に対応すること。
- 3 希望するすべての子どもが、高校に入学できるような募集定員を策定し、定員に満たない学校・学科においては、「公立」高校の意義をふまえ、入学希望者全員を受け入れるよう各高等学校長を指導すること。
- 4 障がいのある子どもにも高校教育を保障するために、すべての特別支援学校に高等部を早急に設置すること。高校に発達障がいや知的障がい等の子どもを受け入れるために、当面の手立てとして、特別支援学級や特別支援学校の分教室設置にむけた教育諸条件整備などの受け入れ体制を整えること。
- 5 教育を受けることが経済的に困難な子どもを、公的に支援するための「奨学金制度」のさらなる拡充と、奨学金利用者の負担を軽減するために、給付型奨学金の導入を検討するとともに、当面無利子とすること。

署名者 18,193名

(署名簿一省略)

(件名) 障碍者基本法第29条司法手続きの配慮について

(陳情の要旨)

障礙者の権利として、障碍者基本法第29条に、司法手続きの配慮を定めた条文がありますが、現実的な問題として、弁護士が受任にいたらない事や、民事訴訟が容易にできないのが現状です。

障碍者基本法第29条には、地方公共団体にも施策を講じる義務を負っており、本県においても、憲法第32条の裁判を受ける権利であるとともに、障碍者の当然の権利として、本県職員の態勢及び関係機関の連携・協力義務などを定め、施策として反映させる重要な性があると考えます。

障碍者が、円滑に裁判などで問題が解決されるよう、障碍者基本法第29条に則り、本県において、迅速且つ公正な施策が講じられるよう求める陳情とする。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

1. 障碍者司法手続きの配慮に基づく本県職員の態勢の構築
2. 障碍者司法手続きの配慮に基づく弁護士会の協力義務の構築
3. 障碍者司法手続きの配慮に基づく関係機関の態勢の構築

(件名) すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情書

(陳情の要旨)

貴職におかれましては、児童・生徒・青年の未来を励ますために、ご努力されてることに敬意を表します。

さて、子どもたちが生き生きと豊かな学びができる学校は、国民・県民の願いであります。そのためには、幼児教育から大学教育まで、すべての子どもの学ぶ権利が保障され、国の責任で誰もが経済的心配もなく、安心して学べる制度の確立が求められています。（教育の機会均等と教育の無償化）また、このことは昨今社会問題として認知されつつある教職員の長時間過密・加重労働の解消にもつながり、ゆきとどいた教育の前進のためにも不可欠の課題です。

本県でも、小学校から高校までの少人数学級を実現するとともに、特別支援学級の過密解消のための新たな教職員定数改善計画を進めたり、特別支援学校の適正配置による長時間通学を改善したりすべきです。そのための教育予算の増額を以下のように陳情するものです。

特に、毎年「全国教育長会議で、国への意見書を出しているので、県としては行わない」等の消極的な姿勢は、国を動かす力とはなっていません。今年こそは県民の期待を担って、積極的な行動をお願いします。

記

- 1 35人以下学級を小・中・高で早急に実現するよう国に意見書を出してください。
- 2 義務教育費の国庫負担制度を2分の1に復活するよう国に意見書を出してください。
- 3 小学2年生まで実施されている35人以下学級を小学3年生まで独自に県の負担で拡張してください。
- 4 臨時の教員を減らし、正規雇用の教員を大幅に増やしてください。
- 5 特別支援学級在籍の児童が50～80名を超える学校もあるなど急増しており、指導の困難さが増しています。熊本のように1学級6名以上の学級に加配教員をつけてください。
- 6 特別支援学校に自宅を出てから60分以上の通学を強いられている状況を改善するために学校の適正配置を行い60分以内で通学できるようにしてください。
- 7 教育費の保護者負担を軽減して、教育費の無償化を進めてください。
- 8 県の責任で夜間中学を作ってください。

署名者 1,250名

(署名簿一省略)

(件名) 令和2年度私立学校運営費補助金の拡充について

(陳情の要旨)

私立学校は、公立学校にはない創立者の高邁な教えを「建学の精神」として、伝統を築きながら永続的に教育を行っており、常に時代や社会の要請に応じた特色ある先駆的な教育を実践し、公教育の発展に積極的に寄与しております。

現在、我が国では少子高齢化が進行し人口が急速に減少する中で、Society5.0時代の到来を見据え、新しい時代に向けた人材育成が求められています。公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、我が国の将来を担う子供たちに、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けさせるためには「新たな教育」に対応した環境を整備する必要があります。

また、これらの教育改革に対応する教員の増員及び人材育成と資質の向上並びに働き方改革による労務環境の整備も重要な課題です。しかしながら、これらの諸課題に対応するには、莫大な経費が必要となり、すべての経費を各私立学校が独自で負担するには自ずと限界があります。

そのため、公立学校と比べて遙かに財政的基盤の脆弱な私立学校には、これまで以上の財政支援が必要あります。私立高等学校等経常費助成費等補助の大幅な拡充強化と、併せて、本年10月から実施された消費税増税による経費の増額分について、保護者及び私立学校の負担増とならないよう、前回の増税時に準じた適切な措置が必要です。

現在、新学習指導要領の全面実施に対応して、教育の情報化が進められており、設備のオペレーション能力や指導能力の向上も含めたICTの環境整備の対策が求められています。これからの中公教育にとって基盤となるICTの環境整備には、公私の別なく公費で負担する新たな仕組みづくりが必要です。

また、学校施設の耐震化は子どもたちの安心安全のために急務であり、私立学校の耐震化及び付帯設備の長寿命化等に、今後も国の責務として取り組むことが必要です。

加えて、高等学校等就学支援金制度によってなお公私間の授業料負担格差は依然として解消されておらず、平成29年度に創設された私立中学校等の低所得世帯の生徒への授業料支援制度も5年間の実証事業という位置付けであり、制度の恒常化や支援金額の拡充等が望まれます。

本県の公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも的確に応え得るものと考えます。

このようなことから、本県の私立学校が、公教育として必要とされる教育環境を整備し、教育基本法及び私立学校法並びに私立学校振興助成法の精神に基づき、永続的に健全な学校運営が行えるよう、令和2年度私立学校運営費補助金等の充実強化に対して、引き続き、絶大なるご支援をお願い申し上げます。

(件名) 令和2年度鹿児島県私立学校等退職金基金関係社団補助金の拡充について

(陳情の要旨)

本社団は、昭和42年に設立し、国の公益法人改革により、平成25年4月1日から一般社団法人に移行しております。

この間、県内私立小中高に勤務する教職員の資質向上と長期の勤務を奨励するために退職手当資金給付事業を行っており、本事業の財源は、地方交付税を財源とする鹿児島県補助金と会員（学校法人）が納付する会員負担金並びに資産運用収入からなっております。

また、本社団は、これまで会員負担金率の引上げなど財源確保に努めてまいりましたが、少子化に伴う教職員数の減により会員負担金は長期的には減少することが想定され、加えて、金融市場の超低金利状態が続いていることなどから、資産運用による基金の造成についても限界があります。

さらには、県補助金の算定基礎となっている標準給与額に対する交付乗率は、平成18年度36/1000であったものが、平成19年度から平成23年度にかけて31/1000まで段階的に引き下げられ、更に令和元年度は28/1000となったところです。

このような状況の中で、鹿児島県私立学校退職金補助金の交付は、本社団の安定的な運営と退職手当資金給付の維持に大きく寄与しており、会員に対して退職手当資金の給付が永続的かつ円滑に行われることは、公教育の一翼を担う私立学校の教職員への退職金を安定的に保障し、優秀な人材の確保と定着を図るものであり、教職員の資質向上のみならず、本県の教育水準の充実と発展にも必要不可欠なことがあります。

つきましては、本社団の当該退職手当資金給付事業の円滑な運営が図られるよう、令和2年度補助金の確保について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。